

公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 この法人の会費は、下記の通りとする。

- ・選定会員 年額1万円
- ・本部会員 年額5000円
(ただし、本部会員のうち、師範の地位にある者については年額1万円)
- ・賛助会員 年額5000円
- ・普通会員 年額1000円

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを減免することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は定款第4条に定める事業費に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年3月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

以 上